



STOP!
あおり運転!!

妨害運転罪



①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(下記10類型のいずれか)であって、交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるもの

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点

免許取消し(欠格期間2年)

(※前歴や累積点数がある場合には最大5年)

②妨害運転(著しい交通の危険)

上記①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせたもの

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点

免許取消し(欠格期間3年)

(※前歴や累積点数がある場合には最大10年)

一定の違反【妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反】

- 通行区分違反
- 急ブレーキ禁止違反
- 車間距離不保持
- 進路変更禁止違反
- 追越し違反
- 減光等義務違反
- 警音器使用制限違反
- 安全運転義務違反
- 高速自動車国道等駐停車違反
- 最低速度違反(高速自動車国道)



☆「右左折の合図が遅い」「優先車の通行妨害」など些細なことがきっかけであおり運転等のトラブルに発展する場合があります。周囲への「思いやり・ゆずり合い」を持った運転に努めましょう！
 ☆あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

ツイッターを運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】
 ◇毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。
 ◇県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】
 投稿フォームはこちら



www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

